

第 3 次 芦屋市地域福祉計画 中間評価まとめ

評価 A：充実した取組を行った B：通常通りの取組を行った（現状維持） C：取り組んでいるが不十分である

方向性 1：継続実施 2：充実拡大 3：見直し・改善

推進目標 1 “みんなが思いやり・支えあふ福祉”への理解を広げる

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 地域福祉の情報を発信する	<p>SNS を活用した情報発信の拡大とともに、音声コードを取り入れた広報や多言語版での冊子作成等、受け手側の立場に立った地域福祉の情報発信が定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市のInstagram開設 ・市の相談事業を取りまとめたカレンダーの作成及び配布 字幕入り広報番組 ・広報紙全頁フルカラー化 ・ツイッターによる消費生活情報の発信 WEB版防災情報マップ導入 ・多言語版防災ガイドブック改訂 ・パンフレットへ音声コード取り入れ 障がい福祉情報を集約したサイト「あしやねっと♪」開設 ・冊子「認知症ほっとナビ」作成 第 3 次地域福祉計画中学生向け概要版を中学校生徒等と協働作成 	A	<p>まだまだ必要な情報が行き届いているとは言えず、更なる発信の工夫が必要。また、コロナ禍による紙媒体での情報発信が困難な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署で実施されているイベント等の総合的な情報発信 コロナ禍における紙媒体での情報発信が困難 情報発信しているつもりでも、認知度が低い 地域福祉計画の周知不足 広報の手段として紙媒体かホームページに頼りがち 	<ul style="list-style-type: none"> 各部署における情報の集約に取り組み、SNS 等を通じて発信 自治会連合会ホームページに掲載できるよう各自治会に情報提供を依頼 より分かりやすい広報紙を目指し、掲載内容やレイアウトを改善 民間事業者等と連携し情報発信の範囲を充実 認知度の低い制度やサービスについて、相談窓口で周知 関係機関や団体等と広く連携し、情報発信に努める 地域福祉計画策定の際、多くの人の参画を得て地域福祉を周知 	2 充実拡大
(2) 地域福祉の学習を進める	<p>あしやキッズスクエア等を利用した小中学生への学習の機会を創出し、出前講座など行政主体ではなく、市民や団体が学習の担い手となる仕組みづくりを行った</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民向けの講演会実施 ・出前講座やデリバリー健康講座の実施 総合学習等の共生の心を育む教育 ・トライやる・ウィークの、社会福祉施設や外国人との交流体験 社会教育団体が講師を務める「あしや学びあいセミナー」の開始 あしやキッズスクエアでの認知症サポーター養成講座実施 地域の相談機関に対する障がい福祉研修実施 ・シニア世代を対象としたスマホ講座実施 シルバー人材センター等高齢者団体による地域活動の支援 	B	<p>学習機会の周知不足や学習支援側の人手不足に加え、参加者が高齢者に偏りがち</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報等周知不足 ・出前講座を要望する年齢層に偏り トライやる・ウィークにおける福祉関係への事業所希望が少ない マンパワーに限られている ・地域主体で協働できる仕組みづくり 学習の機会が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等を基に、実施している講座内容を見直し イベントを継続的に広報紙等で周知 ・学校における学習機会の設定 公民館講座修了後、学習成果を生かせるよう活動を支援・助言 あしやキッズスクエアで新たな連携の可能性を探り、多様な人材発掘に努める 地域の相談機関に対し、可能な限り研修会を実施 高齢者が企画したイベント等を実施できるよう支援 スマホ講座の取組をきっかけに、多くの人が地域福祉に触れる機会を増やす 	1 継続実施

推進目標 2 つながりのあるコミュニティをつくる

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 地域福祉を支えるコミュニティをつくる	<p>イベントの実施や子どもと高齢者等の多世代交流を進め、つながりのあるコミュニティづくりを行政主導ではなく、市民主体の形で実施できるよう支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区集会所での事業、県民交流広場事業への参加促進 市民活動センターの集い場の定着、団体利用増加 公園利用ルールづくりと運用のための地域住民との協議 シルバー人材センターによる居場所「小町カフェ」の開設 自治会等に対する地区防災計画や要配慮者支援等の説明会実施 ・多世代交流の推進 高浜町ライフサポートステーションを活用した居場所づくりの取組 ・通いの場づくり事業の促進 	B	<p>集い場等への参加者の固定化や年齢層の偏りに加え、コロナ禍による施設利用制限と団体活動そのものの縮小、災害時要配慮者支援の取組の継続的啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響による施設利用の制限、団体活動の縮小 若い世代の参加が少ない 事業参加者の固定化 ・居場所等の立ち上げ支援 災害時要配慮者支援の取組の継続的な啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、活動できる環境を整備 多様なセミナー、企画の実施や相談を行い、交流と活動支援を行う 地域からの意見を可能な限り取入れ、公園への愛着を持ってもらう 要配慮者支援を地域ぐるみで実践するため、多様な地域コミュニティに啓発 障がいのある人の居場所づくりに繋がる具体策を検討 緊急・災害時要援護者台帳を整理し、緊急時の支援体制を強化 居場所や通いの場の可視化、魅力を発信する 多くの人が参加しやすいプロジェクトの検討、実践 	2 充実拡大

推進目標 3 “できること・したいこと”での参加を進める

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 多様な参加の場やきっかけをつくる	<p>市民ができること・したいことで地域活動に参加するため、各課様々な支援や事業を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> いこいの間事業実施（カフェや盆踊りの開催） ・子育て自主活動グループへの支援 ポイント制度を活用したヘルスアップ事業の開始 ・公園遊具設置の際の小学生参画 小学校区地域住民によるあしやキッズスクエアの運営（8 校中 7 校） 高校生ボランティアの地域福祉活動参画 ・高齢者による地域活動事業の促進 地域支え合い推進員によるひとり一役活動推進、通いの場づくり事業の推進 	B	<p>コロナ禍におけるイベントのあり方を検討する必要がある。また、活動の担い手不足とメンバーの固定化、参加者も高齢者に偏りがち</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのイベントのあり方の検討 事業やイベントの担い手不足 ・メンバーの固定化 ・参加者の年代の偏り 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍での活動継続に向け、オンラインを活用するなど様々な方法の検討 新型コロナウイルス感染症対策を講じた事業の実施 定期的な訪問の実施等、子育て自主活動グループを育成 ヘルスアップ事業について、記念品選定の工夫やポイント対象の事業拡大 イベントのあり方の検討 地域活動団体への新規加入の促進、担い手の確保 活動している人、始めたい人の相談や情報交換の場の充実 参画しやすい活動をきっかけとした、地域福祉に関わる人材の発掘 	2 充実拡大
(2) 活動への支援を充実する	<p>公共施設を活動場所として提供することや、団体への補助金を支給する直接的支援に加え、場所をカフェ等に利用することにより、その売り上げが団体の活動資金となるような間接的支援も実施</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェやフリーマーケット開催で、団体が活動資金を得る場とした ・貸室事業の実施 空き店舗を活用した活動拠点づくり支援を実施 ・老人福祉会館等を活用した生きがい活動実施 ふるさと寄附金の記念品として役務提供や作業所で作られた商品の取り入れ ボランティア活動助成の実施 ・通いの場づくり事業における居場所の立ち上げ支援、運営補助実施 地域支え合い推進員による地域活動の活性化への支援 	C B	<p>コロナ禍の状況下における事業の実施が困難なことや、大人数が利用できるスペースが元々少ないことから、活動場所が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の参加が少ない 新型コロナウイルス感染症の不安な状況下での事業展開 活動場所の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 男性ボランティアを増やすためのアンケート等実施 新型コロナウイルス感染症予防対策など、施設利用方法の周知 利便性の良い居場所の確保 既存の居場所について、新規利用者が増加するよう周知 地域支え合い推進員の役割を周知し、地域活動サポートの体制を充実 地域福祉アクションプログラム推進協議会の啓発 	3 見直し・改善

推進目標4 ニーズに気づき、支援につなぐ

取組の柱	平成29年度～令和2年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課題	今後の対応	方向性
(1) ニーズに気づき、つなぐ	<p>消費生活サポーターの養成や認知症地域支援推進員、地域支え合い推進員による支援、民生委員・児童委員を始めとする地域住民との連携した相談支援、専門職による相談支援を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携・支援機関等による情報収集 ・消費生活サポーター養成講座の開始 ・各課から関係部署への引継ぎ ・子育て世代包括支援センターの設置 ・水道料徴収員等との連携 ・若者相談センター「アサガオ」による相談支援 ・民生委員・児童委員による相談支援活動 ・認知症地域支援推進員による支援 ・認知症初期集中支援チーム活用 ・地域支え合い推進員による支援 ・トータルサポート機能による保健師の同行訪問や支援機関との調整 	B	<p>SOSを発信できない隠れた問題への対応、集合住宅への訪問、実態把握が困難なことに加え、相談機関の認知度の低さも課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の複雑化・多様化 ・高校生以上のひきこもりや実態把握が困難 ・ひきこもりや隠れたニーズの把握が困難 ・相談機関の認知度の低さ ・相談支援体制整備 ・自らSOSを出せない人の発見と支援 ・集合住宅への訪問活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内・関係機関同士の日ごろからの連携強化と情報共有 ・若者相談センター「アサガオ」の周知 ・関係課との密な連携による情報収集 ・相談支援の在り方検討 ・地域見守りネットを普及し、協力団体等を増加 ・民生委員・児童委員や事業所等関係機関との更なる連携強化 ・認知症初期集中支援チーム員によるガイドラインの作成、効果的な運用 ・把握した地域資源やニーズの集約、見える化・分析 	1 継続実施
(2) 相談しやすい体制をつくる	<p>各窓口だけで対応できない内容は、他部署や多機関につなぐなどの連携により支援を実施。子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援室の設置、専門職の配置等、相談支援体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援のため、専門部署や企業などとの連携 ・多様化する人権問題対応のため人権擁護委員増員 ・相談場所の啓発 ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援室の設置 ・各課関係部署同士連携した発達相談や教育相談支援実施 ・総合相談窓口の相談連絡会実施 ・総合相談窓口から各専門機関への連携 ・ピアサポートの関係づくりの支援 	B	<p>相談先の周知・啓発不足と関係機関につないだ後の確認が不十分なことと、人員体制の確保にも課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の若年層への周知啓発が進んでいない。 ・相談機関の認知度が低い ・日ごろからの連携等が不十分 ・つないだ後の解決がなされたか未確認 ・専門員の人材確保 ・アウトリーチの活動が困難 ・ひきこもりや不登校の情報の把握が困難 ・障がいの相談件数が年々増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座や研修を継続実施し、周知・啓発を進める ・関係機関との相互連携 ・子ども家庭総合支援室と子育て世代包括支援センターによる一体的な支援 ・関係機関との連携により、相談を解決につなぐ仕組みとなったかの評価 ・特別支援教育専門や地域経験者で、次の専門指導員を探す ・アウトリーチできるような体制の試行 ・支援の後関係機関に連絡し、真に解決に至ったかを確認する ・イベント等に出張相談窓口を設ける等、相談機関周知啓発の機会をつくる 	2 充実拡大

推進目標5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する

取組の柱	平成29年度～令和2年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課題	今後の対応	方向性
(1) サービスや活動の体制を充実する	<p>戸別ごみ収集のサービス等の継続に加え、老人クラブ連合会やシルバー人材センターによる地域での支え合い支援や、できること・したいことでの参加を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみや粗大ごみの戸別収集の実施継続 ・保健福祉センターの管理運営、相談窓口の実施 ・手話や要約筆記を始めとするニーズに応じたボランティア養成講座の実施 ・老人クラブ連合会による防犯活動や清掃活動等地域活動への支援 ・ひとり一役活動推進事業における地域支え合いの体制整備 ・生活支援の担い手の育成 	B	<p>支援者側の人員確保と予算確保及び市民や企業等への啓発が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の人員確保 ・助け合いの意識の啓発 ・サービス提供のための予算確保 ・各サービスの調整 ・市民及び企業等への啓発 ・サービス従事者研修の受講生減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケースに対応可能な支援の充実 ・継続的に適切なサービスを提供するための予算確保 ・自立支援協議会の専門部会によるボランティア養成についての協議 ・地域見守りネット等の協力団体を増やすための普及活動 ・ひとり一役活動推進事業の適切なマッチング ・地域での支え合いについての地道な啓発 	1 継続実施
(2) 協働して包括的に支援する	<p>行政内部だけではなく、社会福祉協議会を始めとする各専門機関等とも連携し、包括的支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルサポート機能の連携による支援 ・地域の支援者との連携による退院患者支援の実施 ・生活困窮者に対する連絡会の定期実施、他部署・多機関との連携 ・行政と社会福祉協議会との連携 ・医療・介護等の専門職による「芦屋 ONE チーム連絡会」の設置 	A B	<p>連携しても対応が困難なケースがあり、連携のあり方や見直しが必要である。多機関協働支援の具体的な検討ができていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの高度化と迅速な提供 ・様々な背景の患者があり、対応困難事例が多い ・協働して支援にあたっては、解決の糸口が見つけにくい困難ケースへの対応 ・一定の支援者だけでは解決が困難なケースに対する他機関との連携 ・多機関協働支援等に係る検討内容を、具体的な仕組みに構築する必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・院外支援者との連携 ・介護、困窮、障がい等制度を活用できるよう支援 ・自立のための支援目標や役割分担の見直しを、長期にわたって取り組む ・日ごろからの連携を図る ・多機関協働支援等に係る検討課題の解決に向け、優先順位を考え具体策の検討と実践に取り組む 	2 充実拡大
(3) 支援の質を高める	<p>研修や講習などによる支援者自身のスキルアップと、他機関等との連携による支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等への参加 ・就労支援員と生活保護 CW による自立支援の実施 ・分野別計画の策定 ・ハローワークとの連携による就労支援 ・基幹相談支援センターにおけるスーパービジョン研修実施 ・福祉実習生の受け入れ ・職員スキルアップと関係機関との連携の強化 	B	<p>支援者側の経験不足や財源確保、新型コロナウイルス対策の必要性に加え、複合的な問題を抱えるケース対応、支援終了後のフォローが不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な問題ケース対応のための、他部署・他機関との更なる協働・連携 ・計画に沿った推進と計画評価方法の検討 ・事業の啓発不足 ・感染症対策を講じながらの事業利用促進 ・就労支援後に就労したケースの離職 ・相談員の経験年数の低下 ・事業の財源の確保 ・新型コロナウイルスの影響による研修会場不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課、関係機関との協働を推進 ・附属機関の委員に意見をもらい、進行管理方法を決定 ・生活保護から生活困窮へつなぎ、生活を安定させ離職のリスクを軽減 ・スーパービジョン研修の充実 ・介護予防センター、さわやか教室の周知を徹底し新規利用者を増やす ・事業者に対し、地域との連携、情報公開について連携・協議 ・コロナ禍での活動継続のために集まる単位を小規模化 	1 継続実施

下線部は市が重点的に進める取組と設定している部分

推進目標 6 尊厳ある生活を支える

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 権利侵害や虐待を防ぐ	<p>小中学生に対する人権啓発を中心に、行政内部でも人権研修を実施し、虐待に対する研修やマニュアルの改訂を行った。また各部署間での連携も促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わない人権研修の実施 ・子育てフリー相談の実施 ・子どもの権利条約の配布 ・いじめ防止啓発の実施 ・要保護児童対策地域協議会及び支援者研修会の開催 ・「養育支援ネット」から育児支援を必要とする家庭の早期発見 ・小中学生による人権作文への応募 ・障がい者虐待研修実施 ・虐待対応マニュアルの改訂 ・権利擁護や発達障害のワークショップ実施 ・権利擁護支援者養成研修実施 ・各関係部署から福祉部への連携が定着化 	A	<p>児童虐待案件の増加や複雑なケースに対応していく支援者体制が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層への周知啓発 ・児童虐待の相談支援ケースが増加 ・困難ケースや重篤ケースに対応できる職員の資質の向上と支援体制の確保 ・新型コロナウイルスによる新たな人権課題への対応 ・潜在的虐待ケースの把握が困難 ・虐待発生時に早急に対応できる体制構築 ・権利擁護支援者研修修了者の、その後の質の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まるイベントと連携した効果的な啓発事業の実施 ・活動の定着のため、継続した取組の実施 ・関係機関との連携強化による虐待予防 ・障がい者虐待に関する研修の実施 ・権利擁護支援者養成研修の継続実施 ・相談員の派遣先の拡充 ・心のバリアフリーに向けた地域福祉計画の啓発 	1 継続実施
(2) 権利擁護支援を進める	<p>成年後見制度市長申立てガイドライン作成により、庁内各課の事務の標準化と円滑化を実現するとともに、三士会との意見交換会で家庭裁判所との連携の促進を図った。市民後見人も選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・成年後見制度市長申立てガイドライン作成 ・市民後見人が選任され、権利擁護支援センターにおいて後見活動を支援 ・近隣市との協力で、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）と家庭裁判所との連携に係る意見交換会開催 	B	<p>迅速な対応と、成年後見制度利用支援事業の啓発が課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を必要としている方への迅速な対応 ・活動の充実 ・利用件数が横ばい ・サービスの必要性が理解されないケースがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市社会福祉協議会や権利擁護支援センター等の支援者との連携 ・相談内容から対象と思われる場合、関係者に説明し、迅速で適切な支援を行う ・施策内容の評価、検討の実施 	2 充実拡大

推進目標 7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) バリアのない暮らしやすいまちをつくる	<p>ニーズに基づき計画的にバリアフリー化工事を遂行し、新たな交通バリアフリー構想（JR 芦屋周辺地区）策定のための協議も開始。また、ソフト面では、ヘルプマークを周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検後の要望に基づく啓発看板の設置や転落 ・横断防止策の設置等安全な歩行空間確保 ・ヘルプマークの周知啓発 ・公園やトイレのバリアフリー化工事の実施 ・市住建替等の際のユニバーサルデザイン化 ・新たな交通バリアフリー構想（JR 芦屋周辺地区）策定のための協議 ・高齢者バス運賃助成 ・要介護高齢者へのタクシー助成・障がいのある人へのタクシー利用券交付、ガソリン費用一部助成等 	B	<p>制度を知らない人への周知と予算や補助金減少によるバリアフリー化進捗の鈍化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の縮小と国庫補助金の交付金額減少によるバリアフリー化工事が鈍化 ・構造上、バリアフリー化できない公共住宅がある。 ・幼稚園へのエレベーター設置 ・助成制度を知らない人への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等のストック活用計画の中で、バリアフリーを検討 ・幼稚園の大規模改修の時期に合わせたエレベーター設置 ・市のホームページや「あしやネット♪」へバリアフリー情報を掲載、周知 ・高齢者バス運賃助成事業において、利用者のデータ分析等を行い、費用面や地域間の公平性の確保など在于方を検討 	1 継続実施

推進目標 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 災害に備える	<p>防災マップ作り等の地域における支援者への啓発、より実践的な防災訓練を実施した。また、緊急・災害時要援護者台帳の様式や要配慮者名簿の活用の検討、緊急時ケアプランの試みなど、防災と福祉が協働で取組を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時外国人サポーター養成講座 ・災害時備蓄品リーフレットの作成 ・自治会等への要配慮者名簿提供 ・防災マップ作り等地区防災計画策定の推進 ・市民に対する耐震性貯水槽の説明 ・地域と連携した防災訓練 ・学校園避難所開設マニュアル作成 ・福祉センター内職員と福祉部職員によるセンター内防災訓練 ・高齢者福祉施設への福祉避難所開設協力依頼 ・民生委員・児童委員による日ごろの見守り活動 ・防災と福祉の連携による緊急時ケアプランの取組 	C	<p>災害時の要配慮者に対する自助の啓発が不足しており、緊急・災害時要援護者台帳等の内容も改める必要がある。また、新型コロナウイルスに対応した防災訓練や避難所開設も課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基礎知識のある外国人の少なさ ・実効性のある要配慮者支援 ・災害時に連携する課や団体の不足 ・災害への備えの周知不足 ・各学校園の避難所設営に関する地元住民との協議 ・新型コロナウイルス対応の防災訓練 ・地域における支援者と要配慮者との平常時からの関わり方 ・緊急・災害時要援護者台帳と要配慮者名簿の様式と活用方法が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人向けの防災講座を開催し、基礎知識を高める ・災害時の備えについて、防災訓練等の機会を通じて周知 ・地域との協働で作成する避難所開設マニュアル作成し、水平展開を図る ・関係課と連携し、緊急・災害時要援護者台帳様式の見直し、台帳更新 ・広報紙への周知により緊急・災害時要援護者台帳の新規登録を促す ・小地域福祉ブロック会議を通して防災活動に取り組む際に、同じような課題がある地域と協働し、地域性を認識しつつ効率的に進めていく方法を検討 	3 見直し・改善
(2) 弱い立場になりがちな人の安全を支える	<p>高齢者が事件に巻き込まれないよう消費生活サポーターの養成や防犯の啓発を実施し、交通安全の主な取組としては、交通安全教室や自転車安全利用の街頭啓発を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活サポーターの養成 ・地域見守り会による見守りが必要な高齢者等の把握 ・自転車安全利用啓発 ・小学 2 年生を対象に ALSOK 防犯教室の実施 ・青少年育成愛護委員による登下校時や夜間街頭巡視活動 ・認知症高齢者の見守りや SOS ネットワーク実施 ・認知症サポーターの養成 ・高齢者が巻き込まれる事件が多いことから、警察学校の学生が高齢者と接する機会を調整 	B	<p>消費生活サポーターの活動場所や認知症サポーターの年齢層の偏りをはじめ、どのように支援の輪を広げるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活サポーターの活動方法 ・防犯グループの高齢化 ・高齢者の事故率の増加 ・認知症サポーターの年齢層の偏り ・認知症高齢者の見守りや SOS ネットワークの担い手が増えない ・学校側が多忙で更生保護等の啓発依頼が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発や交通安全教室を継続して実施 ・高齢者運転手には、運転教育や自主返納制度などを周知 ・認知症行方不明高齢者の対策模擬訓練のイベント実施や広報活動実施 ・認知症サポーター養成講座の拡充に向け、事業周知先や方法を工夫 ・消費生活サポーターの活動支援 	1 継続実施

推進目標 9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる

取組の柱	平成 29 年度～令和 2 年度現在までの主な実施状況（成果）	評価	課 題	今後の対応	方向性
(1) 地域福祉のネットワークを広げ、強化する	<p>「こえる場！」の始動による企業等の参画や地域発信型ネットワーク運営の工夫により、行政だけではない地域福祉推進の土台を構築。また、団体についてもネットワークを意識した取組が推進された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会から出た地域課題を、まちづくり懇談会で解決に向けて協議 ・地域資源マップとして「ためまっが芦屋」を利用 ・芦屋 P T・O T・S T 連絡会の立ち上げ支援 ・あしや子ども笑顔ネットによる地域課題解決のネットワーク構築 ・高浜町ライフサポートステーションに地域生活支援拠点の機能を持たせ、多世代交流の場として運営 ・認知症地域支援推進員と関係機関とで共に「あしや認知症ほっとナビ」を作成 ・地域発信型ネットワークの各会議体の協議内容や運営の工夫 ・「こえる場！」の活動開始 	A	<p>多様な主体との今後の連携や協働について、検討する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と地域や市民活動団体等が協働して課題解決を図る仕組みができていない ・地域生活支援拠点の安定的稼働 ・企業や団体等とのネットワークとの連携の枠組み設定や地域住民との連携が必要 ・更なる地域包括ケアの推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会をはじめ、自治会や市民活動団体との一層の連携 ・コロナ禍に対応するため、オンラインを活用した連携・協働の通常化 ・地域生活支援拠点が安定的に稼働するための支援継続 ・地域包括ケアの推進 ・「こえる場！」・関係団体・関係機関等と地域発信型ネットワークとの連携等について検討 	2 充実拡大

下線部は市が重点的に進める取組と設定している部分